



清代モンゴルのチベット仏教的行政機構「ラマ旗」 シレート・フレー旗に関する研究

永, 良

(Degree)

博士 (学術)

(Date of Degree)

2024-03-25

(Date of Publication)

2026-03-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第8794号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100490019>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



論文要旨

氏 名 永良
専 攻 文化相関
指導教員氏名 伊藤 友美

論文題目 (外国語の場合は日本語訳を併記すること)

清代モンゴルのチベット仏教的行政機構「ラマ旗」 シレート・フレール旗に関する研究

論文要旨

本研究では清代の内モンゴル地域に存在したいわゆる「ラマ旗 (喇嘛旗)」と称される清朝独自のチベット仏教の行政機構のひとつであるシレート・フレール旗を扱う。周知の通り、順治元 (1644) 年になると清朝が入関し、中国の本土を支配するようになった。この頃、シレート・フレール旗の統治者たるジャサク・ダー・ラマは清朝におけるチベット仏教界のリーダーとなって、チベットや外モンゴル地域の仏教僧たちと頻繁に交流していた。さらに、康熙 37 (1698) 年にはシレート・フレール旗第 7 代目のジャサク・ダー・ラマ・メルゲン・チュージェが清朝の国師に任命され、同旗は清朝のチベット仏教人材育成の源泉地として重要な役割を果たしていた。雍正年間になると、シレート・フレール旗の長たるジャサク・ダー・ラマの地位は、青海アムド地方の先述した清朝の国師メルゲン・チュージェの子孫の中から転生者を選んで世襲させると限定されるようになった。その後も、シレート・フレール旗は常に内モンゴル地域の唯一の宗教と政治を統括する清朝独自の行政組織として存在した。

まず、本研究では清代のシレート・フレール旗を扱い、その行政組織について解説した。清代のシレート・フレール旗とは、清朝時代における内モンゴル地域の一地方である。具体的に言うと、現在の内モンゴル東部にある通遼市庫倫旗を指す。清朝は 17 世紀後半から 18 世紀初頭にかけて、シレート・フレール旗を自身の支配下に組み入れ、シレート・フレール旗の首長たる高僧に称号や特権を与えて、支配権を維持した。シレート・フレール旗は清朝の支配下で政治的な自治権を保持していたが、清朝統治下で行政や軍事に協力することが求められていた。また、清朝とシレート・フレール旗との関係は、軍事的な連携や経済的な交流にも及んだ。シレート・フレール旗はモンゴル地域の王侯貴族と協力して、清朝に対して軍事的な支援を提供し、その代わりに経済的な保護や特権を享受した。しかし、19 世紀になると、清朝の衰退と外部の勢力 (特にロシア帝国) の台頭により、シレート・フレール旗の地位は変化した。清朝の支配力が弱まると、シレート・フレール旗は独自の政治的独立性を求める動きを見せるようになったが、最終的には、内モンゴル地域すべてが後の中華民国の支配下に入った。その後、現在の中華人民共和国の領域内に入り現在に至っている。

また、清代の乾隆年間と道光年間のシレート・フレール旗へ送られていた穀物の実態について検討した。本研究では、清代にハラチン 4 旗のうちのハラチン左翼旗からシレート・フレール旗へ年間 80 斛の穀物を送ることになっていたという事実を確認できた。しかし、乾隆年間や道光年間には穀物がしばしば遅れて送付されていた。シレート・フレール

旗は、遅れた穀物の送付を催促し、自旗における必要性や穀物送付の持つ重要な意味を強調していた。また、穀物は毎年 11 月頃に送付されるのが普通であったとわかった。10 月中旬ぐらいになっても穀物の送付がなかった場合、シレート・フレー旗側が公文書を作り、印鑑付きの公文書を催促担当のニルバという職名のラマ（僧侶）に持たせて派遣し、穀物の送付を要求していた。さらに、道光年間の史料から、送られていた穀物はアワであったことがはっきりと確認できた。乾隆年間に送付されていた穀物もやはりアワであった可能性が高いと思われる。

最後に、清代の道光年間に清朝皇帝から任命されたチベット人頭等ラマと地元モンゴル人ジャサク・ラマたちとの間で権力争いが起こっていた。チベット人頭等ラマが名義上はジャサクの印鑑の所有者であったが、実際には地元出身のモンゴル人ジャサク・ラマが権力を握っていたようである。この対立の背景としては、一つは、チベット本地で修行を行なってきたチベット人ラマと、地元モンゴル人の流儀で宗教活動を行なおうとするモンゴル人ラマたちとの間で宗教的対立があったものと思われる。二つ目の理由としては、地元モンゴル人ラマたちにとって、清朝皇帝から任命されてやって来たチベット人ラマは地元の人ではない上に、モンゴル人でもなかったので現地のモンゴル人ラマたちには受け入れたくない気持ちがあったものと思われる。これらの対立の原因の詳細は今後の課題としたい。

総じて言うと、シレート・フレー旗は清朝の初期においてはかなりの権利を持っていたが、清朝政府の制度や政策の変化によって、徐々に政治力を失っていったと思われる。一方、穀物の送付はしばしば遅れてはいたものの、確実に送られていたという事実から、清朝政府の対モンゴル政策の中で、シレート・フレー旗が欠かせないものとして残っていたことも推定できる。

論文審査の結果の要旨

氏 名	永 良			
論文題目	清代モンゴルのチベット仏教的行政機構「ラマ旗」 シレート・フレー旗に関する研究			
判 定	合 格 ・ 不 合 格			
論文チェックソフトによる確認	☒ 確認 ☐ 未確認 理由：			
審 査 委 員	区 分	職 名	氏 名	論文審査結果について
	委 員 長	教授	貞好 康志	☒ 確認
	委 員	教授	伊藤 友美	☒ 確認
	委 員	准教授	橘 誠	☒ 確認
	委 員	摂南大学法学部・ 特任教授	萩原 守	☒ 確認
要 旨				
本論文は、清王朝治下のモンゴルに設置されていたチベット仏教的行政機構である「ラマ旗」の一つとして内モンゴル東南部に存在した「シレート・フレー旗」（以下、フレー旗と略す）に関して、その政治経済上の実態を解明した歴史学的な研究である。本研究の最大の特徴は、内蒙古自治区档案馆（古文書館）所蔵の公文書史料を幅広く利用して、フレー旗の詳細な実態解明に成功している点である。また、それら原典史料がモンゴル文で書かれていることや、同档案馆での外国人による閲覧が許可されていないこともあって、中国でも日本等の諸外国でもフレー旗の研究はあまり進んでおらず、本研究はフレー旗に関するパイオニアに近いような存在意義を併せ持っている。 本研究は、序章と終章とを除いて、計4つの章からなる。まず序章では、フレー旗が設置された歴史的な背景を述べ、先行研究の整理と本研究で使用する史料の解説をしている。第一章では、先行研究に基づいてフレー旗創設の事情を短くまとめ、フレー旗内部での行政管理職についても解				

説している。特に 23 代にわたって続いた政教一致の行政管理長官である頭等ジャサク・ダー・ラマに関しては、先行研究で未解明の第 16・17 代目の在位期間を史料に基づいて確定し、1629-1931 年の歴代頭等ジャサク・ダー・ラマの在位期間付一覧表を研究史上初めて完成させている。

第二章では、ジョスト盟という同じ行政機構に属すハラチン 4 旗（ハラチン左翼旗、同右翼旗、同中旗、トゥメド左翼旗）からフレー旗に毎年義務として送付されていた穀物（おそらくアワ）の内、乾隆年間（1736-1795 年）におけるハラチン左翼旗からの送付実態を検証している。結論として解明されたことは以下の通り。穀物の使用目的が、皇帝の万寿を祈る儀式で読経する僧侶たちの食事であったこと。送付がしばしば遅れていたこと。ハラチン左翼旗からの送付義務量は毎年 80 斛でハラチン右翼旗からも 120 斛であったため、先行研究の主張する上記 4 旗からの年間送付量 1000 斛という規定が疑わしいこと。さらに、1 斛の分量は清朝で一般的な 5 斗ではなくて内モンゴルでは 1 斗 5 升であったこと。重い穀物に代えて乾隆 16 年に初めて軽い銀を送り、その銀を用いてフレー旗内で同量の穀物を購入したこと。乾隆 40 年代でも常に銀が送付されていたこと。フレー旗内で銀を一旦私鑄錢に交換してから穀物を購入することもあったこと、等々である。

第三章では、同じく道光年間（1821-1850 年）におけるハラチン左翼旗からフレー旗への穀物送付実態を詳細に検討している。結論として解明されたことは以下の通り。道光年間でも皇帝の万寿を祈る儀式で読経する僧侶たちの食事用に毎年 80 斛の穀物を送付する義務があつて、しばしば遅れて送付されていたこと。また、穀物はアワであったことが実証できること。道光年間には常に銀を送付してフレー旗内で同量のアワを購入していたこと、等々である。

第四章では、道光 21-22（1841-1842）年に発覚したフレー旗内での行政権争いの実態を解明している。結論は以下の通り。チベットで生まれて修行した後にフレー旗の行政長官、第 17 代目の頭等ジャサク・ダー・ラマに選定されたジンバチョムチョクジャラサンは、フレー旗での在位 16 年目に当たる道光 21（1841）年 3 月に、旗内でのモンゴル人僧侶たちの反仏教的な行動（飲酒、賭博、牧民宅での外泊等）を厳しく叱責したために部下であるモンゴル人高僧ジャサク・ラマ、ロブサンチョンボイルらと激しく対立し、権力を奪われて軟禁状態にされた。恐怖を感じたジンバチョムチョクジャラサンが他旗の寺院へと逃亡したので、ロブサンチョンボイルは権力の奪取をごまかすために上司である盟長や北京の理藩院に偽りの報告書を送っていたが、ジンバチョムチョクジャラサン自身が盟長衙門に駆け込んで事実を訴えたために不正がばれ、理藩院の命令によって三座塔衙門で裁判が始まることになった。つまりチベット人行政長官とその部下である地元のモンゴル人高僧たちとのあいだで、宗教・行政上の権力争いがあったことが確認できる。

本研究の不足点としては、穀物送付研究が道光年間で止まっていることや送付義務の持つ経済的・宗教的な意義の検討不足、行政権争いが持つ宗教的背景の解明不足等々の点が指摘できる。

本学位申請者の研究業績としては、査読付雑誌に論文が 2 点（『日本とモンゴル』、『国際文化学』）、学会での口頭発表が 2 回（「日本モンゴル学会」、「内陸アジア史学会」）ある。

本研究は清代のチベット仏教的行政機構「シレート・フレー旗」について、その政治経済的な実態を研究したものであり、清王朝によるチベット仏教を利用したモンゴル支配の実態について重要な知見を得たものとして価値ある集積であると認める。

よって、学位申請者の永良は、博士（学術）の学位を得る資格があると認める。